

令和 8 年 6 月 2 9 日
総務常任委員会資料
危機管理室

防災行政無線の運用について

1 防災行政無線の運用について（6月15日から開始）

【災害情報】

○災害情報や内容、放送範囲、音量の内訳

災害情報	内 容	放送範囲	音量
J-Alert 情報	特別警報、緊急地震速報、国民保護情報 等	全域	最大
気象情報	危険警報（河川氾濫、大雨、土砂災害）の警戒レベル4の情報	該当区域内子局	
避難情報	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	該当区域内子局	
その他警報等	熱中症特別警戒アラート、火災警報	全域	

○気象警報と避難情報発令の基準一覧

	発表主体（気象台）			発表主体（市）	音量
	河川氾濫	大雨	土砂災害	避難情報	
警戒レベル5	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	緊急安全確保	最大
	警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難				
警戒レベル4	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	避難指示	最大
警戒レベル3	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	高齢者等避難（※）	最大
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	-	-
警戒レベル1	早期注意情報			-	-

※高齢者等避難は、警戒レベル3などの気象情報が発表されたことを踏まえて、気象庁の予報や河川管理者からの水位情報等に応じて判断する。

【行政情報】

- ・その他の緊急情報など、市民に伝達が必要な内容について、個々の事案に応じて判断し、放送する予定（音量は「中」で放送。）

【導通確認放送】（6月22日から開始）

- ・導通試験を兼ねた音楽放送を実施
 - ➡ 曲名「夕焼け小焼け」（当面の間）
- ・毎日17時に放送（60秒程度）
- ・音量は「中」で放送

2 戸別受信機の運用について

（1）戸別受信機の主要な機能

- ① 防災行政無線と連動した情報発信
- ② 防災行政無線の放送内容の録音・再生（聞き逃しの防止）
- ③ FMラジオ受信（3局：FMうじ、KBS京都、NHK FM京都）

（2）配付対象と方法

① 配付対象

市に申請のあった者のうち、それぞれの場合の条件に該当する者

（個人からの申請の場合）

地形的な要因等により、防災行政無線の音声聞き取りにくい等の事情があり、かつ、スマートフォン等の情報通信機器を持たず、情報取得の手段がない者のみで構成される世帯（障害者手帳、居住環境等の申請内容により総合的に判断）

[資料1 戸別受信機配付フローチャート]

（要配慮者施設からの申請の場合）

法律（災害対策基本法第56条第2項）により、市町村からの情報伝達に配慮が義務付けられている施設（浸水想定区域内、土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者施設等）→約160台

② 配付方法

無償貸与

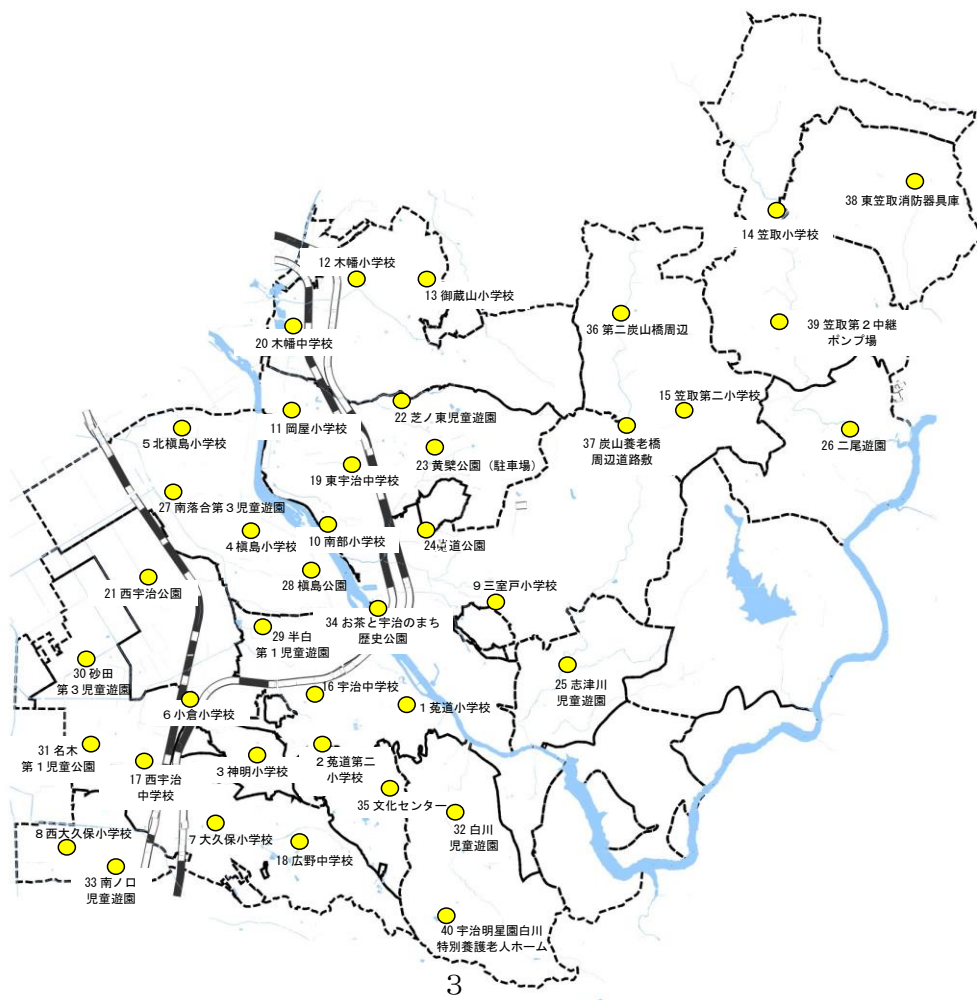
3 屋外拡声子局について

○設置数 40 箇所(小中学校 20 箇所、公園 13 箇所、その他公共施設等 7 箇所)

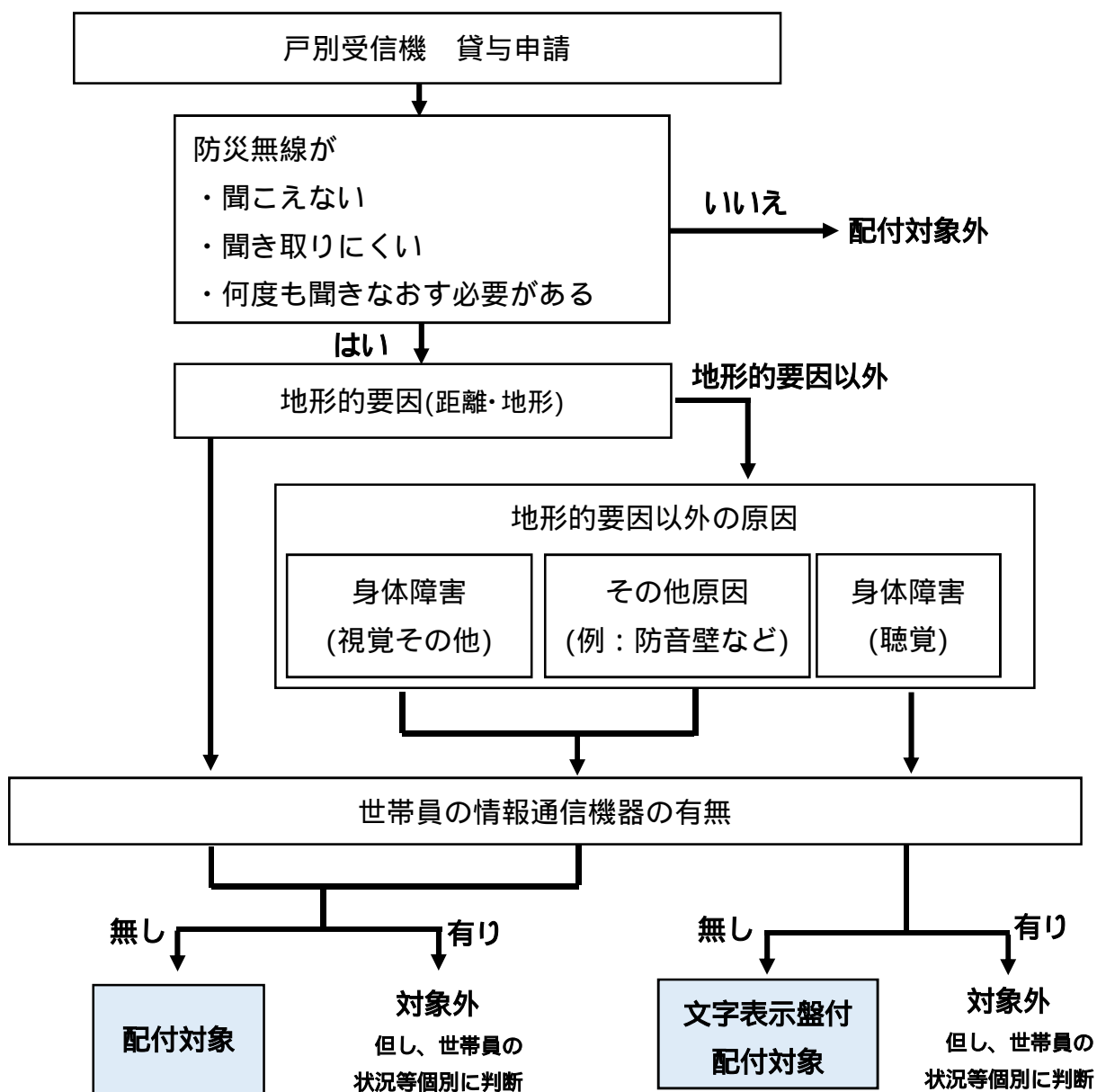
1 菟道小学校	11 岡屋小学校	21 西宇治公園	31 名木第1児童公園
2 菟道第二小学校	12 木幡小学校	22 芝ノ東児童遊園	32 白川児童遊園
3 神明小学校	13 御蔵山小学校	23 黄檗公園(駐車場)	33 南ノ口児童遊園
4 槇島小学校	14 笠取小学校	24 菟道公園	34 お茶と宇治のまち歴史公園
5 北槇島小学校	15 笠取第二小学校	25 志津川児童遊園	35 文化センター
6 小倉小学校	16 宇治中学校	26 二尾遊園	36 第二炭山橋周辺
7 大久保小学校	17 西宇治中学校	27 南落合第3児童遊園	37 炭山養老橋周辺道路敷
8 西大久保小学校	18 広野中学校	28 槇島公園	38 東笠取消防器具庫
9 三室戸小学校	19 東宇治中学校	29 半白第1児童遊園	39 笠取第2中継ポンプ場
10 南部小学校	20 木幡中学校	30 砂田第3児童遊園	40 宇治明星園白川特別養護老人ホーム

※26、36～39 は、周辺の道路幅が狭小で適地がなかった等により、箇所変更。
 なお、変更後の箇所でも電波の伝搬や音達に影響がないことは確認。

※6月15日放送についての問い合わせは、約20件。主な意見は、「聞き取りにくかった」「聞こえなかった」が多かったが、「うるさい」「はっきり聞こえた」との意見もあった。



【具体的な配付対象】



(戸別受信機配付の考え方)

戸別受信機貸与の申請のあった者のうち、地形的要因等により、防災行政無線の音声の聞き取りが困難な者で、世帯員にスマートフォン等の通信機器を所持している者がいない世帯を対象とする。

京都府防災・防犯情報メールや市公式 HP、公式 SNS 等、他の情報取得の手段があるため。(無線と同じ内容を市公式 LINE に流すことが可能)

聴覚障害者で、世帯員の中に情報通信機器を所持している者がいない世帯のうち、音声をほとんど聞き取ることができない者に限り文字表示盤付きの戸別受信機を配付

但し、基本的には個別の事情を踏まえた判断をすることとしたい。